

公益社団法人東郷町シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人東郷町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員の自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、自主・自立、共働・共助の実を上げられるよう務めなければならない。

2 会員は、就業に当たって社会的地位や性別、信条、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員（以下「就業会員」という。）の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

2 センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

3 就業会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、発注者の確認を受け、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかに法人に提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり次の事項に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行すること。
- (2) やむを得ない事情で就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事しないこと。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 共同作業に従事する就業会員（以下「共同作業従事会員」という。）は、前条各号に加え、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 共同作業従事会員の中から班長を互選すること。班長は共同作業従事会員の作業手

順、安全衛生、健康状態、休息时间、共同作業従事会員相互の連携及び発注者との打合せなどについて、センターに協力すること。

- (2) 共同作業従事会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 共同作業従事会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 共同作業従事会員が就業中にケガをし、又は身体や健康状態が異常となり、若しくは、第9条に規定する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちに班長、センター及び発注者に連絡を行うなど、応急の措置をとること。

第4章 傷害保険及び損害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中における死傷病については、シルバー人材センター団体傷害保険約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 被傷害者、共同作業従事会員及びその家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従わなければならない。

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財務に損害を与えたときは、シルバー人材センター総合賠償責任保険（以下「総合賠償責任保険」という。）約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

- 2 会員の故意又は重大な過失、又は自家用自動車の所有、使用及び管理に起因する賠償責任が発生したときなど、総合賠償責任保険で担保できない賠償は、会員がその責を負うものとする。

第5章 雑則

(費用弁償)

第10条 会員がセンターの用務のため出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、東郷町職員の旅費に関する条例（昭和45年東郷町条例第20号）の規定を準用する。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。